



平成 30 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 エキサイト株式会社
代表者名 代表取締役社長 手塚正純
(JASDAQ・コード3754)
問合せ先 経営企画室長 長澤英郎
(TEL. 03-6450-2729)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

平成 30 年 10 月 5 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

平成 30 年 10 月 5 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、XTech HP 株式会社（以下「XTech HP」といいます。）は、XTech HP による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、XTech HP の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満となる場合には、当社に対し、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと、及び、当該併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことであつたため、当社では、当該要請を受け、臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定しておりました。

しかしながら、平成 30 年 10 月 25 日付「XTech HP 株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、XTech HP の所有する当社の議決権の合計数が総株主の議決権の数の 90%以上となり、同日付で XTech HP より提出された大量保有報告書にも会社法第 179 条第 1 項に基づく株式売渡請求を行う予定である旨明記されていたことを受け、当社は、本臨時株主総会は開催せず、本基準日についても取り消すことといたしましたので、この旨お知らせいたします。

以 上